

熊本県議会議員に対する議員報酬の特例に関する条例

平成23年8月1日から平成24年3月31日までの間における熊本県議会議員に対する議員報酬の月額、熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例（昭和28年熊本県条例第11号の2）第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める区分に応じ、それぞれ同項に定める額から、議長にあつてはその額に100分の7を乗じて得た額を減じた額とし、副議長にあつてはその額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とし、議員にあつてはその額に100分の3を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算定の基礎となる議員報酬の月額は、同項に定める区分に応じ、それぞれ同項に定める額とする。

附 則

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

（提案理由）

県議会として県の財政健全化に資するため、熊本県議会議員に対する議員報酬の月額について特例を設ける必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。